

道路運送車両法

1. 案内情報

- ①手続き名 : 共通構造部の型式指定申請
- ②手続根拠 : ・道路運送車両法第75条の2
・共通構造部型式指定規則第2条
- ③手続対象者 : 特定共通構造部を製作することを業とする者又はその者から特定共通構造部を購入する契約を締結している者であって当該共通構造部を販売することを業とする者（外国において本邦に輸出される特定共通構造部を製作することを業とする者又はその者から当該特定共通構造部を購入する契約を締結している者であって当該特定共通構造部を販売することを業とする者を含む。）
- ④提出時期 : 製作又は販売する特定共通構造部の型式指定を受けようとするとき
- ⑤提出方法 : 申請書様式に必要事項を記載のうえ、下記添付書類とともに国土交通省自動車局審査・リコール課及び独立行政法人自動車技術総合機構へ提出してください。
- ⑥手数料 : 共通構造部1型式につき 国 7万円 機構 省令に定める額
- ⑦添付書類 : 共通構造部型式指定規則第3条第2項。なお、当該型式の特定共通構造部を独立行政法人自動車技術総合機構に提示してください。
- ⑧申請書様式 : 共通構造部型式指定規則第3条第1項（第1号様式）
- ⑨記載要領・記載例 : 下記の相談窓口へお問い合わせください。

2. 窓口相談

- ①提出先 : 国土交通省自動車局審査・リコール課
TEL 03-5253-8111（内線42-313）
FAX 03-5253-1640
独立行政法人自動車技術総合機構
TEL 0422-41-3224
FAX 0422-41-3232
- ②受付窓口 : 提出先へお問い合わせください。
- ③相談窓口 : 提出先へお問い合わせください。

3. 手続情報

- ①審査基準 : 道路運送車両法第75条の2第3項
- ②標準処理期間 : 受付日から60日
- ③不服申立方法 : (行政不服審査法の規定による)